

京都府公安委員会告示第 104号

次の古物業者は、古物営業法（昭和24年法律第 108号）第 6 条第 1 項第 2 号に該当するので、同条の規定により古物営業の許可を取り消す。

なお、処分決定通知書は、請求があればいつでも交付する。

令和 8 年 6 月 25 日

京都府公安委員会  
委員長 池坊 由紀

1 許可を取り消す古物業者

氏名（代表者）	営業所の所在地	営業所の名称
友枝 健治	京都府京田辺市多々羅前田 29番地の 1	友枝オート

(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日  
の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日  
の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記（1）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する  
裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを  
提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると  
この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

2 事務を所掌する組織の名称及び所在地

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係

電話075-451-9111 内線3032